

令和8年度ICT林業経営体支援業務委託仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「令和8年度ICT林業経営体支援業務」とする。

2 目的

本県の森林は本格的な利用期を迎え、充実した森林資源の積極的な利用が求められている。しかし、今後労働力不足が懸念されるなどの課題がある中、森林資源の利用を増加させるためには、ICTのさらなる普及・定着を促し、民間による効率的な木材生産や森林整備を推進する必要がある。

本県では、「スマート林業定着促進プラン（以下、プラン）」を作成し、業務合理化に意欲のある林業経営体を対象に、スマート林業ツール導入の成功モデルを作り、他の林業経営体へ波及させることで県内にスマート林業による課題解決、考え方の導入を促進していくこととした。

林業経営体だけで、経営や日常業務の課題の把握やその解決を図ることは負担が大きく困難であるため、コンサルタント等の指導のもとスマート林業ツールの導入・定着の支援を行い、ICTの定着を狙う。

3 業務内容

県内の林業経営体に対して、課題解決となるスマート林業ツールを選定・導入し、業務合理化を図る支援を行う。

業務内容は以下の（１）～（６）とする。

（１）支援する林業経営体の業務・経営上の課題の分析と特定

林業経営体の業務・経営上の課題の分析と特定、その解決策の検討を行う。

（２）（１）の課題解決となるスマート林業ツールの選定及び目標設定

課題の解決となるスマート林業ツールを選定する。また、導入によって得られる効果を明らかにし、目標を設定する。

（３）スマート林業ツールの導入・運用計画の策定

スマート林業ツールを導入し、目標達成のための計画を策定する。

（４）計画実行のための進捗管理・アドバイス

林業経営体へスマート林業ツール導入及び定着の支援・進捗管理を行う。

（５）スマート林業ツールの導入効果の測定

計画や目標に対する効果の測定を行う。

（６）成果報告

（５）の効果等を踏まえ、スマート林業ツールの定着結果及び本業務で判明した課題について取りまとめ報告する。また、成果報告会等での報告に協力すること。

4 支援の対象となる林業経営体

支援の対象となる林業経営体は以下の（１）または（２）とする。

- （１）意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 林第 766 号農林水産部長通知に基づき登録された林業経営体）並びに育成経営体（平成 30 年度林政経第 316 号林野庁長官通知 3(2)に基づき選定した林業経営体）
- （２）認定事業主（労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主。事業主は、林業労働力の確保の促進に関する法律第 2 条第 2 項で定義される者）

5 協議

- （１）進捗状況報告業務の実施に当たっては、必要に応じ協議を行うこと。
- （２）受託者は、協議内容を書面で委託者に提出すること。
- （３）協議の場所は、原則として愛知県農林基盤局林務部林務課とする。

6 成果物

本業務の結果については、以下のとおり資料を作成する。報告書、参考資料は日本産業規格 A 4 判で簡易製本とし、図面、グラフ等は適宜カラー印刷とする。電子データは Microsoft Office で作成し、CD-ROM 等汎用的な記録媒体により提出すること。

ア 報告書	1 部
イ 業務の過程で作成したその他資料	一式
ウ ア、イの電子データ（原稿と PDF）	一式

成果品の納入場所は農林基盤局林務部林務課とする。

成果品の権利はすべて愛知県に帰属し、愛知県の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならない。

7 委託業務期間

契約の日から令和 9 年 3 月 9 日（火）まで

8 見積金額

金 1,601,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

9 その他

- （１）委託業務の開始から終了までの間、業務の経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- （２）本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- （３）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。